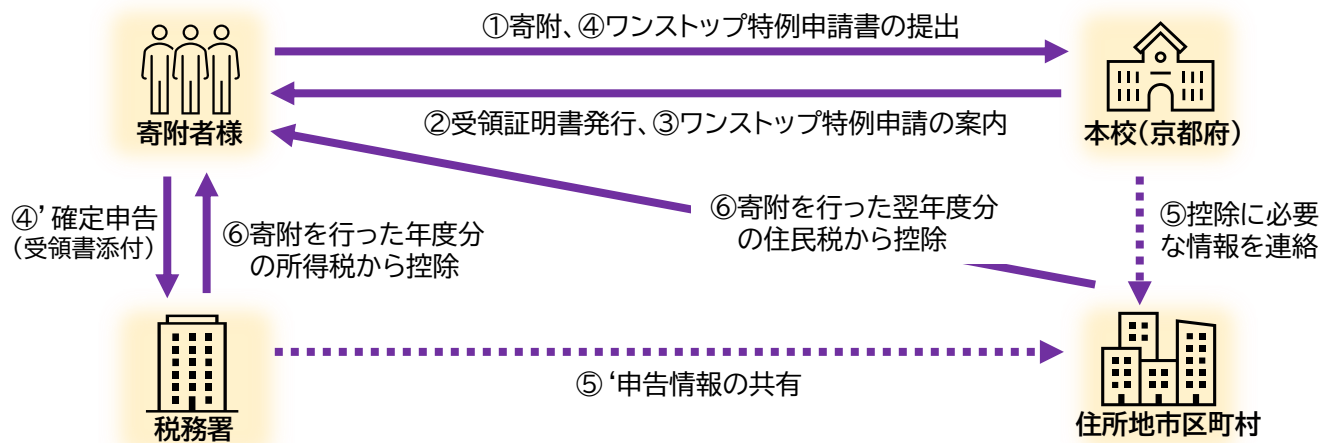


税額控除の仕組み

個人様(ふるさと納税)

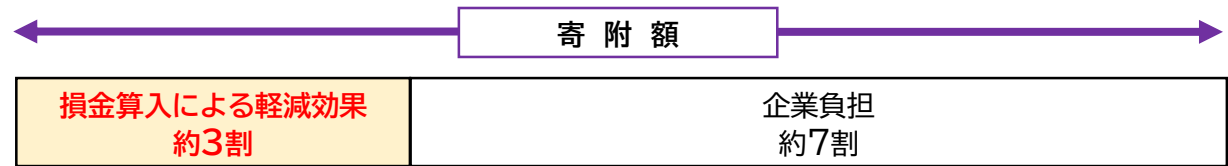


寄附金控除を受けるためには、以下のいずれかの手続きが必要です。

- 確定申告: 受領証明書(原本)を添付し、寄附金額を申告してください。
- ワンストップ特例申請: 次のいずれも満たす方は申請書の提出により確定申告をしなくても控除が受けられます。
 - ①給与所得者又は年金所得者で、確定申告の必要がない方
 - ②寄附先が5団体以内の方

※詳しくは総務省「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。
※具体的な手続きや試算については、お住まいの市区町村又は税務署にお問合せください。

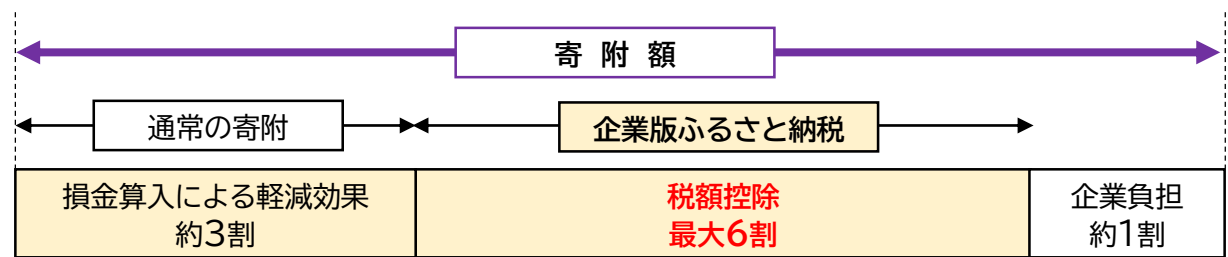
京都府内に本社のある企業様



寄附額の全額を損金算入いただけますので、寄附額の約3割に相当する税額が軽減されます。

※詳しくは国税庁「タックスアンサー」をご覧ください。
※具体的な手続きや試算については税務署又は税理士にお問合せください。

京都府外に本社のある企業様(企業版ふるさと納税)



- ①法人住民税
寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税
法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税
寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

※詳しくは内閣府「企業版ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。
※具体的な手続きや試算については税務署又は税理士にお問合せください。